



市 章

大津市公報

平 成 26 年 11 月 28 日
号 外 (第 68 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

131 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年11月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第131号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、市長が別に定める場合を除き」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第2項中「職員を」を「職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 57歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、第1項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円
	1	137,600	263,500
	2	138,700	265,600
	3	139,900	267,600
	4	141,000	269,700
	5	142,100	271,700
	6	143,200	273,800
	7	144,300	275,900
	8	145,400	278,000
	9	146,500	280,100
	10	147,900	282,200
	11	149,200	284,300
	12	150,500	286,400
	13	151,800	288,500
	14	153,300	290,600
	15	154,800	292,700
16	156,400	294,800	

17	157,700	296,800
18	159,200	298,900
19	160,700	301,000
20	162,200	303,100
21	163,600	305,200
22	166,300	307,300
23	168,900	309,400
24	171,500	311,500
25	174,200	313,400
26	175,900	315,500
27	177,600	317,600
28	179,300	319,700
29	180,800	321,700
30	182,600	323,800
31	184,400	325,900
32	186,100	328,000
33	187,700	329,600
34	189,500	331,600
35	191,300	333,700
36	193,100	335,800
37	194,700	337,700
38	196,500	339,700
39	198,300	341,700
40	200,100	343,700
41	201,800	345,600
42	203,600	347,500
43	205,400	349,400
44	207,200	351,300
45	208,800	352,800
46	210,700	354,300
47	212,600	355,800
48	214,500	357,300
49	216,300	359,000
50	218,200	359,800
51	220,100	361,000
52	222,000	362,000
53	223,700	362,900
54	225,600	364,000
55	227,500	365,000
56	229,400	366,100
57	231,000	367,000
58	232,800	367,700
59	234,500	368,400
60	236,300	369,100
61	239,200	369,600
62	241,100	370,200
63	242,900	370,900
64	244,800	371,600

65	246,500	371,900
66	248,400	372,600
67	250,200	373,300
68	252,000	374,000
69	253,700	374,400
70	255,700	375,000
71	257,700	375,700
72	259,700	376,300
73	261,600	376,700
74	263,500	377,300
75	265,400	378,000
76	267,200	378,600
77	269,200	379,000
78	271,100	379,500
79	273,000	380,100
80	274,900	380,600
81	276,700	381,100
82	278,600	381,700
83	280,500	382,300
84	282,400	382,700
85	284,100	383,300
86	286,000	383,900
87	287,900	384,500
88	289,800	385,100
89	291,500	385,800
90	293,300	386,400
91	295,100	387,000
92	296,900	387,600
93	298,700	388,300
94	300,400	
95	302,100	
96	303,800	
97	305,500	
98	307,200	
99	308,900	
100	310,600	
101	311,800	
102	313,400	
103	315,000	
104	316,600	
105	318,300	
106	319,900	
107	321,500	
108	323,100	
109	324,600	
110	325,800	
111	327,000	

	112	328,200	
	113	329,000	
	114	329,900	
	115	330,700	
	116	331,500	
	117	332,400	
	118	332,800	
	119	333,600	
	120	334,400	
	121	335,200	
	122	335,900	
	123	336,600	
	124	337,300	
	125	337,800	
再任用職員		257,600	277,800

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- この規則 (別表第 1 の改正規定に限る。附則第 4 項において同じ。) による改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 26 年 4 月 1 日前の異動者の号給の調整)
- 平成 26 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の大津市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 前 2 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。